

岡山農業振興地域整備計画変更等理由書

1 岡山農業振興地域整備計画書の変更理由

- 1)生活環境の変化によるもの
- 2)都市化の発展によるもの
- 3)工業化の進展によるもの

以上により農業振興地域の整備に関する法律(以下法という)第13条第1項「経済事情の変動その他情勢の推移」により計画変更の必要が生じたため。

なお、除外理由①～⑥は法第13条第2項第1号から第6号に対応している。

番号	開発計画概要						除外の理由 法第13条第2項各号の該当要件	変更理由	
	土地の所在			地目		面積 (㎡)			事業の目的
	区	町名	地番	台帳	現況				
北1	北区	足守	・1880	畑	山林	612	<p>申出地の地目は畑であるが、長年耕作はしていない。周囲の山林と同様に竹などが生い茂った状態となっている。今後農地として耕作する予定もなく、現状に合わせて山林への地目変更をたく、農業地域の変更を申し出ることとした。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし</p>	1
北2	北区	下足守	・585-1の一部	田	畑	1,077㎡の内370	<p>申出人は現在北区東花尻にある賃貸アパートに、妻と2人で住んでいる。現住居では大変狭く不便であり本計画を行った。土地の選定にあたっては、私の実家(北区下足守)にとても近くなり、互いに協力し合うことで生活しやすいこと、分筆後残った農地を継続して耕作できること、将来は両親の面倒を看やすいことから本申出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし</p>	1
北3	北区	平山	・674-1の一部	田	田	1,136㎡の内495	<p>申出人は現在、倉敷市平田の借家に夫婦2人で居住しておりますが、家財道具も増え手狭になっているため、本計画を行った。土地の選定にあたっては、申出人の勤務先(北区高松原古才)に近く、通勤するのに便利な良い立地となっており本申出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は畑として利用する。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし</p>	2
北4	北区	平山	・674-1の一部	田	田	1,136㎡の内385	<p>申出人は現在、総社市門田の借家に妻と2人で居住している。家財道具も増え手狭になり、本計画を行った。土地の選定にあたっては、妻の勤務先(北区高松)に近い場所であることから本申出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は畑として利用する。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし</p>	2
北5	北区	吉備津	・109-1	田	田	2047	<p>申出人は現在、北区吉備津1285番2にて足場組立工業等々の事業を行っている。現在の資材置場が手狭になり、本計画を行った。土地の選定にあたっては、事業所(北区吉備津)に近いことから本申出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし</p>	2
北6	北区	吉備津	・227-1	田	田	292	<p>申出人は現在、夫と子供3人の計5人でアパートで暮らしている。子供の成長に伴い家財道具も増えて手狭となり、本計画を行った。土地の選定にあたっては、申出地は実家に近接しており子育ての協力を得ることができること、祖母所有の農地が多く近接しており、高齢になった祖母の農業経営を引き継ぎ農地を保全していくために最良と考え本申出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥事業完了後8年を経過していないが振興計画に定めた施設でありやむを得ない。</p>	1
北7	北区	新庄上	・543-1の一部	田	田	1,312㎡の内470	<p>申出人は現在、北区西辛川にある賃貸住宅に住んでいる。父も高齢になり農業及び農地の管理も本気で考えないといけないと思ったこと、現住居では子供の物も増え手狭になったことから本計画を行った。土地の選定にあたっては、父の農業を手伝うため実家近くの本申出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。農地の端部に位置し周辺農地への影響はない。残地は田として利用する。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥事業完了後8年を経過していないが振興計画に定めた施設でありやむを得ない。</p>	1
北8	北区	下土田	・281-2の一部 ・281-4の一部	田 田	墓地 墓地	314㎡の内88 86㎡の内21 計 109	<p>申請地(281番地2、281番地4)の一部を申出人の夫が平成4～5年ごろに、墓地として造成した。申出人の夫が令和5年7月に亡くなり相続が発生した際に申出地(281番2、281番4)の一部は無許可で墓地にしていることが判明し、281番2の一部は申出人の夫の土地だと考えていたが、他人所有の土地であることが判明した。申出地は既存墓地敷地として約30年以上現在の状況で使用してきたため、現状に合わせるべく、墓地経営許可申請及び地目変更登記を目的に本申出を行うもの。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし</p>	1
北9	北区	大内田	・32-1の一部 ・33-2の一部	田 田	田 田	323㎡の内158 808㎡の内174 計 332	<p>申出人は現在、北区平田に妻、子供2人の計4人で居住している。子供の成長に伴い、現在の借家では手狭になった事と子供達にとって、自分が育った地域で農業に触れて育てる事が最適だと思い、本計画を行った。土地の選定にあたっては、申出地は父が所有する土地で、以前から、農業に興味もあり、ゆくゆくは、父の所有の農地で農業をしたい事と両親の世話をすることも適地と考え、本申出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥事業完了後8年を経過していないが振興計画に定めた施設でありやむを得ない。</p>	1

番号	開発計画概要						事業の目的	除外の理由 法第13条第2項各号の該当要件	変更理由
	土地の所在			地目		面積 (㎡)			
	区	町名	地番	台帳	現況				
北10	北区	一宮	・358-1の一部	田	田	1,839㎡の内295	自己専用住宅	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると判断される。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
北11	北区	一宮	・734-1の一部 ・734-3の一部	田 田	畑 畑	955㎡の内450 124㎡の内40 計 490	自己専用住宅	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると判断される。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
北12	北区	一宮	・734-4	田	宅地	30	農家住宅の敷地拡張(是正)	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると判断される。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	1
北13	北区	一宮	・734-5	田	公衆用道路	2.05	公衆用道路(是正)	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると判断される。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	1
北14	北区	一宮	・755-1の一部 ・755-6の一部	田 田	田 田	988㎡の内400 114㎡の内60 計 460	自己専用住宅	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると判断される。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
北15	北区	一宮	・755-1の一部	田	田	988㎡の内235	自己専用住宅	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると判断される。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
北16	北区	一宮山崎	・257-1	田	雑種地	730	露天駐車場 露天資材置場 一時転用期間:令和4年10月18日～令和7年10月17日	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると判断される。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
北17	北区	尾上	・32-1の一部 ・33-1の一部	田 田	畑 畑	1,059㎡の内348 1,046㎡の内151 計 499	農家住宅	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると判断される。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	1

番号	開発計画概要						事業の目的	除外の理由 法第13条第2項各号の該当要件	変更理由
	土地の所在			地目		面積 (㎡)			
	区	町名	地番	台帳	現況				
北18	北区	尾上	・130-3の一部	田	田	787㎡の内170	自己専用住宅	<p>① 左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>② 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③ 農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④ 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤ 影響なし</p> <p>⑥ 該当事業なし</p>	2
北19	北区	尾上	・130-3の一部	田	田	787㎡の内335	自己専用住宅	<p>① 左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>② 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③ 農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④ 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤ 影響なし</p> <p>⑥ 該当事業なし</p>	2
北20	北区	尾上	・1135-1 ・1135-18 ・1137-2	田 田 田	田 田 田	101 11 44 計 156	自己専用住宅	<p>① 左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>② 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③ 農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④ 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤ 影響なし</p> <p>⑥ 該当事業なし</p>	2
北21	北区	西辛川	・327-1の一部 ・328-1の一部	田 田	田 田	305㎡の内215 433㎡の内150 計 365	自己専用住宅	<p>① 左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>② 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③ 農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④ 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤ 影響なし</p> <p>⑥ 該当事業なし</p>	2
北22	北区	楢津	・412-1 ・412-4 ・412-5	田 田 田	休耕田 休耕田 休耕田	224 114 33 計 371	自己専用住宅	<p>① 左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>② 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③ 農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④ 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤ 影響なし</p> <p>⑥ 該当事業なし</p>	2
北23	北区	楢津	・529-1	田	休耕田	957	露天駐車場 露天資材置場	<p>① 左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>② 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③ 農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④ 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤ 影響なし</p> <p>⑥ 該当事業なし</p>	2
北24	北区	楢津	・994-1の一部	田	休耕田	825㎡の内225	自己専用住宅	<p>① 左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>② 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③ 農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④ 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤ 影響なし</p> <p>⑥ 該当事業なし</p>	2
北25	北区	楢津	・994-1の一部	田	休耕田	825㎡の内225	自己専用住宅	<p>① 左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>② 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③ 農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④ 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤ 影響なし</p> <p>⑥ 該当事業なし</p>	2

番号	開発計画概要						事業の目的	除外の理由 法第13条第2項各号の該当要件	変更理由
	土地の所在			地目		面積 (㎡)			
	区	町名	地番	台帳	現況				
北26	北区	楯津	・1305-1の一部	田	休耕地	455㎡の内185	自己専用住宅	<p>① ①上記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>② ②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③ ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④ ④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤ ⑤影響なし</p> <p>⑥ ⑥該当事業なし</p>	2
北27	北区	芳賀	・1229-21	畑	山林	1383	地目変更(山林化)	<p>① ①上記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>② ②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③ ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④ ④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤ ⑤影響なし</p> <p>⑥ ⑥該当事業なし</p>	1
北28	北区	富吉	・1358 ・1361-1 ・1373-1 ・1417-1 ・1420-1 ・1421 ・1422-1 ・1525-1 ・1526 ・(1363-1他69筆)	田 原野 田 田 田 田 田 田 田 田	田 原野 田 田 田 田 田 田 田 田	849 879 201 618 347 290 886 1,189 1,808 (59,973)	大型物流施設	<p>① ①上記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>② ②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③ ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④ ④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤ ⑤影響なし</p> <p>⑥ ⑥該当事業なし</p>	3
北29	北区	富吉	・2755-1 ・2755-2 ・2755-3 ・2757-1 ・2757-2 ・2757-3 ・2757-4 ・2757-5 ・2757-7 ・2757-9 ・2758-1 ・2758-2 ・2761	田 田	山林 山林	635 88 18 870 659 523 1,015 1,973 969 265 212 739 290 計 8,256	地目変更(山林化)	<p>① ①上記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>② ②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③ ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④ ④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤ ⑤影響なし</p> <p>⑥ ⑥該当事業なし</p>	1
北30	北区	栢谷	・854-2	田	畑	868	貸露天駐車場	<p>① ①上記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>② ②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③ ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④ ④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤ ⑤影響なし</p> <p>⑥ ⑥該当事業なし</p>	2
北34	北区	田益	・1466の一部 ・1462-1の一部	田 田	田 田	649㎡の内420 145㎡の内79 計 499	自己専用住宅	<p>① ①上記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>② ②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③ ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④ ④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤ ⑤影響なし</p> <p>⑥ ⑥該当事業なし</p>	2
北35	北区	津高	・2-1	田	田	945	露天資材置場、露天駐車場	<p>① ①上記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>② ②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③ ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④ ④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤ ⑤影響なし</p> <p>⑥ ⑥該当事業なし</p>	2
北36	北区	日応寺	・1659-2 ・1658	畑 田	山林 山林	1187 62 計 1,249	地目変更(山林化)	<p>① ①上記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>② ②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③ ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④ ④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤ ⑤影響なし</p> <p>⑥ ⑥該当事業なし</p>	1

番号	開発計画概要						事業の目的	除外の理由 法第13条第2項各号の該当要件	変更理由
	土地の所在			地目		面積 (㎡)			
	区	町名	地番	台帳	現況				
北37	北区	日吉町	・54-1の一部	田	田	1,337㎡の内300	<p>申出人は現在、南区新保の借家に、夫婦2人で居住しているが、家財道具が増え、現住居は手狭で使い勝手が悪くなった。子供を授かる予定もあり将来のことを考え、本計画を行った。</p> <p>土地の選定にあたっては、申出人の勤務先(北区高柳西町)、申出人の勤務先(北長瀬表町三丁目)も近くなり、通勤時間が短縮でき、夫婦共働きのため、家事と仕事の両立ができて利便が良いため、本申出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は田として利用する。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
北38	北区	日吉町	・56-1の一部	田	田	3,221㎡の内250	<p>申出人は現在、南区西市の借家に妻と、子供1人の3人で居住している。家財道具も増え手狭になっているため本計画を行った。</p> <p>土地の選定にあたっては、申出人の勤務先(北区中仙道)に近く、通勤するのに利便の良い立地であることから本申出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
北39	北区	日吉町	・56-1の一部	田	田	3,221㎡の内260	<p>申出人は現在、岡山市南区大福の借家に夫婦2人で居住しており、家財道具も増え手狭になっているため、本計画を行った。</p> <p>土地の選定にあたっては、申出人の勤務先(北区矢坂本町)に近く、通勤するのに利便の良い立地であることから本申出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
北40	北区	日吉町	・56-1の一部	田	田	3,221㎡の内240	<p>申出人は現在、北区高柳西町の借家に夫婦と子供1人の計3人で居住しており、子供の成長に伴って家財道具も増え手狭になったため、本計画を行った。</p> <p>土地の選定にあたっては、申出人の勤務先(北区今一丁目)や申出人の勤務先(北区北長瀬)にも近くなり、通勤の利便の良い土地となっている為本申出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
北41	北区	日吉町	・56-1の一部	田	田	3,221㎡の内170	<p>申出人は現在、北区大安寺南町一丁目、北区北長瀬本町の実家にそれぞれ居住しているが結婚を機に、本計画を行った。</p> <p>土地の選定にあたっては、申出人の実家(北区大安寺南町)や申出人の実家(北区北長瀬本町)に近く、将来親の介護や子供の世話等お互い助け合って生活できる為本申出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
北42	北区	日吉町	・56-1の一部	田	田	3,221㎡の内245	<p>申出人は現在、南区箕島の借家に夫婦2人で居住しておりますが、家財道具も増え手狭になり、本計画を行った。</p> <p>土地の選定にあたっては、申出人の勤務先(北区高柳西町)に近く、通勤するのに利便の良い立地である。また申出人の実家(北区田中)にも近くなり、介護や子供の世話等お互い助け合って生活出来る為、本申出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
北43	北区	日吉町	・56-1の一部	田	田	3,221㎡の内180	<p>申出人は現在、北区西崎一丁目の借家に夫婦2人と子供2人の計4人で居住している。子供の成長に伴って、家財道具も増え、手狭になっているため、本計画を行った。土地の選定にあたっては、申出人の勤務先(北区北長瀬本町・北区花尻みどり町)に近く、通勤するのに利便の良い立地であることから本申出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
北44	北区	日吉町	・56-1の一部	田	田	3,221㎡の内250	<p>申出人は現在、北区高柳西町の借家に夫婦2人で居住しておりますが、家財道具も増え手狭になっているため、本計画を行った。</p> <p>土地の選定にあたっては、申出人の勤務先(北区北長瀬表町)に近く、通勤するのに利便の良い立地であり本申出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
北45	北区	日吉町	・56-1の一部	田	田	3,221㎡の内180	<p>申出人は現在、大阪府吹田市片山町1丁目の借家に妻と子供1人の計3人で居住している。子供の成長に伴い家財道具も増え手狭になっているため、本計画を行った。</p> <p>土地の選定にあたっては、妻の実家(北区一宮)が近く、育児面や将来親の介護もしやすくお互い助け合って生活出来ること、復職する妻の勤務先(北区野殿東町)に近く家事育児と仕事の両立がしやすいことから本申出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2

番号	開発計画概要						事業の目的	除外の理由 法第13条第2項各号の該当要件	変更理由
	土地の所在			地目		面積 (㎡)			
	区	町名	地番	台帳	現況				
北46	北区	日吉町	・56-1の一部	田	田	3,221㎡の内240	<p>申出人は現在、南区新保の借家に夫婦2人と子供1人で居住しておりますが、子供の成長に伴って、家財道具も増え手狭になっているため、本計画を行った。</p> <p>土地の選定にあたっては、申出人の勤務先(北区庭瀬)に近く、通勤するのに利便の良い立地である。また、申出人の叔母の家(北区久米)も近く、夫婦共働きのため子供の世話を頼めることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
北47	北区	日吉町	・56-1の一部	田	田	3,221㎡の内180	<p>申出人は現在、北区高柳西町の借家に夫婦2人で居住しておりますが、家財道具も増え手狭になっているため、本計画を行った。</p> <p>土地の選定にあたっては、申出人の勤務先(岡山市北区北長瀬表町)に近く、通勤しやすいことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
北48	北区	日吉町	・56-1の一部	田	田	3,221㎡の内240	<p>申出人は現在、北区北長瀬本町の借家に夫婦と子供2人の計4人で居住しているが、子供の成長に伴って、家財道具も増え手狭になっているため、本計画を行った。</p> <p>土地の選定にあたっては、現住居(北区北長瀬本町)に近く、子供のかかりつけの病院など生活環境をあまり変えることなく生活出来ること、申出人の実家(北区北長瀬本町)にも近く、夫婦共働きの為、子供の世話を安心してお願いできることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
北49	北区	日吉町	・56-1の一部	田	田	3,221㎡の内180	<p>申出人は現在、中区国富四丁目の借家に夫婦と子供2人の計4人で居住しておりますが、子供の成長に伴って、家財道具も増え手狭になり本計画を行った。</p> <p>土地の選定にあたっては、申出人の勤務先(北区白石)に近く、通勤するのに利便の良い立地であることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
北50	北区	日吉町	・56-1の一部	田	田	3,221㎡の内240	<p>申出人は現在、北区高柳東町の借家に夫婦と子供1人の計3人で居住しておりますが、子供の成長に伴って家財道具も増え手狭になり、本計画を行った。</p> <p>土地の選定にあたっては、申出人の勤務先(北区今一丁目)が近く通勤もしやすいことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
北51	北区	日吉町	・56-1の一部	田	田	3,221㎡の内180	<p>申出人は現在、北区西長瀬の借家に夫婦で居住しており、家財道具も増え手狭になっているため、本計画を行った。</p> <p>土地の選定にあたっては、現住居(岡山市北区西長瀬)に近く、生活環境をあまり変えることなく生活できる。また、申出人(智香子)のかかりつけの病院(岡山市民病院)にも近く通院しやすいことから、本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
北52	北区	日吉町	・56-1の一部	田	田	3,221㎡の内170	<p>申出人は現在、北区新屋敷三丁目の借家に夫婦2人で居住しており、家財道具も増え手狭になったことから、本計画を行った。</p> <p>土地の選定にあたっては、申出人の実家(北区田中)に近く、老後の親の介護もしやすくなることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
北53	北区	日吉町	・56-1の一部	田	田	3,221㎡の内170	<p>申出人は現在、北区北長瀬表町二丁目の借家に夫婦と子供1人で居住しておりますが、子供の成長に伴って、家財道具も増え手狭になり、本計画を行った。</p> <p>土地の選定にあたっては、申出人の実家(北区今)に近く、お互い助け合って生活できるので本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
北54	北区	日吉町	・56-1の一部	田	田	3,221㎡の内190	<p>申出人は現在、北区吉備津の持家に母と2人で居住しているが、家の老朽化が進んでいることから、本計画を行った。現住居は別居の父親名義である為、父に返却する。</p> <p>土地の選定にあたっては、申出人の勤務先(北区野殿東町)に近く、通勤するのに利便の良い土地であり、本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
北55	北区	日吉町	・149-11	田	田	187	<p>申出人は現在、倉敷市徳芳の借家で、夫婦2人で居住している。出産予定があり、現住居では手狭であり、本計画を行った。</p> <p>土地の選定にあたっては、申出人の勤務先(北区北長瀬表町)に近く、通勤時間が短縮され夫婦共働きの為、協力して育児・仕事・家事をするのに利便の良い立地であり本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2

番号	開発計画概要						除外の理由 法第13条第2項各号の該当要件	変更理由		
	土地の所在			地目		面積 (㎡)			事業の目的	
	区	町名	地番	台帳	現況					
北56	北区	日吉町	・149-12	田	田	194	自己専用住宅	<p>① 申出人は現在、北区東古松五丁目の持家に妻と子供3人の計5人で居住している。子供の成長に伴い、家財道具が増えたため、現在の住居では手狭で使い勝手が悪くなったため本計画を行った。現住居は売却する。</p> <p>② 土地の選定にあたっては、申出人の勤務先(北区西長瀬)から近く、妻の勤務先(北区久米)にも近く、通勤時間が短縮され夫婦共働きのため、協力して育児・仕事・家事をするのに利便の良い立地であることから本申出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>① 左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>② 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③ 農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④ 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤ 影響なし</p> <p>⑥ 該当事業なし</p>	2
北57	北区	野殿西町	・106の一部	田	田	1,176㎡の内430	自己専用住宅	<p>① 申出人は現在、中区門田屋敷の借家に夫婦と子供1人の家族3人で居住している。子供の成長に伴い、家財道具が増え、手狭になったため本計画を行った。</p> <p>② 申請地は、申出人の勤務先(北区大安寺南町)に近く、通勤するの利便の良い立地であり本申出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は田として利用する。</p>	<p>① 左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>② 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③ 農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④ 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤ 影響なし</p> <p>⑥ 該当事業なし</p>	2
北58	北区	野殿西町	・106の一部	田	田	1,176㎡の内245	自己専用住宅	<p>① 申出人は現在、北区西崎一丁目の借家に夫婦と子供1人の家族3人で居住している。子供の成長に伴い、家財道具が増え、手狭になり本計画を行った。</p> <p>② 申請地は、申出人の勤務先(北区大安寺南町)に近く、通勤するの利便の良い立地であり本申出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は田として利用する。</p>	<p>① 左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>② 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③ 農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④ 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤ 影響なし</p> <p>⑥ 該当事業なし</p>	2
北59	北区	東野山町	・1699-11 ・(1699-6)	田 (宅地)	宅地 (宅地)	1.37 (321.41) 計 1.37 (322.78)	住宅の敷地拡張(是正)	<p>① 息子が住宅建築を行うにあたり、敷地の調査を行ったところ、現居住敷地の一部に農用地が含まれていることが判明した。適法な処理を行いたいと考え本申出を行うもの。南側隣接地(1699番6)は既存住宅敷地で、平成4年より宅地として利用しており、申出地は建築当時から敷地の一部として造成が行われていた。農振除外後は地目変更登記を行い地目を現況に合わせる。</p>	<p>① 左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>② 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③ 農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④ 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤ 影響なし</p> <p>⑥ 該当事業なし</p>	1
中1	中区	国府市場	・414-10の一部 ・(415-8)	田 (宅地)	田 (宅地)	3,508㎡の内40 (187.18) 計 40 (227.18)	自己専用住宅の敷地拡張	<p>① 申出人は現在中区国府市場415番地8の持家に私と妻と子供1人の家族3人で居住している。宅地内に駐車場はあるが、私と妻の所有車2台しか駐車できず、来客の際や私達の親が頻りに来る為、車両を駐車する場所がなく困っていた。また子供の車の購入を検討しており、新たに1台分の駐車スペースが必要になり本計画を行った。土地の選定にあたっては、自宅に隣接していることから本申出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>① 左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>② 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③ 農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④ 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤ 影響なし</p> <p>⑥ 該当事業なし</p>	2
中2	中区	国府市場	・414-10の一部	田	田	3,508㎡の内205	自己専用住宅	<p>① 申出人は現在中区清水の借家に私と妻の2人で居住しており、家財道具が増え手狭になってきたので、自己専用住宅の建築を計画した。土地の選定にあたっては、現住居(中区清水)に近く、生活環境を変えることなく生活する事が出来ること、妻の勤務先(中区高島)にも近く、通勤するの利便の良い立地となっていることから本申出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。また、残地は東側は田、南側は畑として利用する。</p>	<p>① 左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>② 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③ 農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④ 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤ 影響なし</p> <p>⑥ 該当事業なし</p>	2
中3	中区	国府市場	・414-10の一部	田	田	3,508㎡の内205	自己専用住宅	<p>① 申出人は現在南区福成三丁目の借家に夫婦と子供2人の家族4人で居住している。子供の成長に伴い、家財道具が増え、手狭になってきたので本計画を行った。土地の選定にあたっては、私の実家(岡山市中区国府市場)に近く、私達は共働きのため、子供の世話をお願いしやすいこと、将来の親の介護を考えると通いやすいことから本申出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。また、残地は東側は田、南側は畑として利用する。</p>	<p>① 左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>② 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③ 農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④ 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤ 影響なし</p> <p>⑥ 該当事業なし</p>	2
中4	中区	国府市場	・414-10の一部	田	田	3,508㎡の内499	自己専用住宅	<p>① 申出人は現在、南区福田の借家に夫婦と子供1人の家族3人で居住している。子供の成長に伴い、家財道具が増え、手狭になってきたので、本計画を行った。</p> <p>② 土地の選定にあたっては、申出地は申出人の勤務先(中区中島)に近く、通勤するの利便の良い立地であり、家事や育児を両立しやすいことから本申出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。また、残地は北側は田、南側は畑として利用する。</p>	<p>① 左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>② 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③ 農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④ 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤ 影響なし</p> <p>⑥ 該当事業なし</p>	2
中5	中区	国府市場	・414-10の一部	田	田	3,508㎡の内205	自己専用住宅	<p>① 申出人は現在、中区高島新屋敷の借家に私達夫婦と子供1人の家族3人で居住しており、家財道具が増え手狭になったので、本計画を行った。土地の選定にあたっては、申出人の実家に近く子供の世話や将来の親の介護などお互い助け合って生活する事が出来ることから本申出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。また、残地は東側は田、西側は畑として利用する。</p>	<p>① 左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>② 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③ 農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④ 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤ 影響なし</p> <p>⑥ 該当事業なし</p>	2

番号	開発計画概要						事業の目的	除外の理由 法第13条第2項各号の該当要件	変更理由	
	土地の所在			地目		面積 (㎡)				
	区	町名	地番	台帳	現況					
中6	中区	国府市場	・414-10の一部	田	田	3,508㎡の内 280	自己専用住宅	<p>申出人は現在中区高島新屋敷の借家に夫婦と子供1人の家族3人で居住しており、子供の成長に伴い家財道具が増え手狭になったので、本計画を行った。</p> <p>土地の選定にあたっては、申請地は現住居に近く、子供の通う保育園を変わることなく、生活環境をあまり変えることなく安心して生活する事が出来るため本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地については北側は田、東、西側は畑として利用する。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
中7	中区	国府市場	・543-1の一部	田	畑	2,268㎡の内 305	自己専用住宅	<p>申出人は現在、中区関の借家に夫婦と子供2人の家族4人で居住しており、子供の成長に伴い家財道具が増え手狭になったので本計画を行った。土地の選定にあたっては、申出人の勤務先(中区湯迫)に近く、仕事と家事や育児を両立していくのに利便の良い立地となっているため、本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地については畑として利用する。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
中8	中区	国府市場	・543-1の一部	田	畑	2,268㎡の内 305	自己専用住宅	<p>申出人は現在、広島県福山市西新町二丁目の借家に私と妻と子供1人の家族3人で居住している。</p> <p>土地の選定にあたっては、勤務先(中区清水一丁目)に近く、妻も勤務先(中区長岡)に復帰する予定ですので、家事や育児を両立するのに利便の良い立地であることから本申出地を利用することとした。周辺農地への影響はない。残地は畑として利用する。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
中9	中区	国府市場	・543-1の一部	田	畑	2,268㎡の内 220	自己専用住宅	<p>申出人は現在、中区中井三丁目の官舎に夫婦と子供1人の家族3人で居住している。子供の成長に伴い家財道具が増え手狭になってきたので、本計画を行った。現住居に近い場所を土地を探し、住宅を建築したいと考えておりました。申請地は、現住居に近く、かかりつけの病院など生活環境をあまり変えることなく生活する事が出来る為、本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は畑として利用する。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
中10	中区	国府市場	・543-1の一部	田	畑	2,268㎡の内 220	自己専用住宅	<p>申出人は現在、中区西川原一丁目の借家に私と妻と子供1人の家族3人で居住している。子供の成長に伴い家財道具が増え手狭になってきたので、本計画を行った。</p> <p>申請地は、妻の勤務先(岡山市中区乙多見)に近く、家事と育児を両立しやすい利便の良い立地であり、本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は畑として利用する。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
中11	中区	国府市場	・576-1の一部	田	田	817㎡の内230	自己専用住宅	<p>申出人は現在、中区中井の借家に私と妻と子供2人の家族4人で居住している。子供の成長に伴い家財道具も増え手狭になっているため本計画を行った。</p> <p>土地の選定にあたっては、妻の勤務先(中区雄町)に近く、家事や育児を両立するのに利便の良い立地であり本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は農地(田)として隣接地所有者へ譲渡する。(農地法第3条許可申請予定)</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
中12	中区	国府市場	・576-1の一部	田	田	817㎡の内190	自己専用住宅	<p>申出人は現在、中区関の借家に妻と子供2人の家族4人で居住している。子供の成長に伴い家財道具も増え手狭になり、本計画を行った。</p> <p>土地の選定にあたっては、申請地は現住居に近く、子供のかかりつけの病院など生活環境をあまり変えることなく生活できること、私の勤務先(中区藤原西町)にも近く通勤時間が短縮され、家事と仕事の両立がしやすいことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は農地(田)として隣接地所有者へ譲渡する。(農地法第3条許可申請予定)</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
中13	中区	国府市場	・578-3の一部	田	田	1,080㎡の内 240	自己専用住宅	<p>申出人は現在、中区今在家の借家に夫婦と子供2人の家族4人で居住している。子供の成長に伴い家財道具も増え手狭であることから本計画を行った。</p> <p>土地の選定にあたっては、申出人の勤務先(中区高屋)に近く、家事や育児を両立するのに利便の良い立地であること、現住居に近く、子供のかかりつけの病院や子供の通っている保育園など、生活環境をあまり変えることなく生活する事が出来ることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は畑として利用する。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
中14	中区	国府市場	・578-3の一部	田	田	1,080㎡の内 230	自己専用住宅	<p>申出人は現在、津山市領家の実家に両親と家族3人で居住しており、和歌山の持家に妻と子供2人が暮らしている。4月から妻と子供2人と岡山で暮らし始めるにあたり、申出人の実家は手狭であるため本計画を行った。土地の選定にあたっては、4月から妻の勤務先となる場所に近く、家事や育児を両立するのに利便の良い立地であることから本申出地を利用することとした。私の現住居は両親が居住し続け、妻と子供が住む和歌山の持家は処分する。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は畑として利用する。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2

番号	開発計画概要						事業の目的	除外の理由 法第13条第2項各号の該当要件	変更理由
	土地の所在			地目		面積 (㎡)			
	区	町名	地番	台帳	現況				
中15	中区	国府市場	・896-1の一部	田	田	1,232㎡の内 365	自己専用住宅	<p>① 1. 左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>2. ② 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③ 農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④ 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤ 影響なし</p> <p>⑥ 該当事業なし</p>	2
中16	中区	国府市場	・896-1の一部	田	田	1,232㎡の内 285	自己専用住宅	<p>① 1. 左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>2. ② 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③ 農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④ 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤ 影響なし</p> <p>⑥ 該当事業なし</p>	2
中17	中区	国府市場	・896-1の一部	田	田	1,232㎡の内 370	自己専用住宅	<p>① 1. 左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>2. ② 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③ 農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④ 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤ 影響なし</p> <p>⑥ 該当事業なし</p>	2
中18	中区	国府市場	・923-15 ・923-18	田 田	畑 畑	198 152 計 350	自己専用住宅	<p>① 1. 左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>2. ② 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③ 農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④ 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤ 影響なし</p> <p>⑥ 該当事業なし</p>	2
中19	中区	国府市場	・923-16	田	畑	213	自己専用住宅	<p>① 1. 左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>2. ② 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③ 農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④ 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤ 影響なし</p> <p>⑥ 該当事業なし</p>	2
中20	中区	国府市場	・923-17	田	畑	208	自己専用住宅	<p>① 1. 左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>2. ② 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③ 農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④ 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤ 影響なし</p> <p>⑥ 該当事業なし</p>	2
中21	中区	国府市場	・926-1の一部 ・928の一部 ・929	田 田 田	田 田 田	250㎡の内120 181㎡の内100 65 計 285	自己専用住宅	<p>① 1. 左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>2. ② 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③ 農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④ 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤ 影響なし</p> <p>⑥ 該当事業なし</p>	2
中22	中区	倉田	・201-1の一部	田	畑	1,006㎡の内 970	露天資材置場、露天 駐車場	<p>① 1. 左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>2. ② 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③ 農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④ 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤ 影響なし</p> <p>⑥ 該当事業なし</p>	2
中23	中区	倉田	・292-1の一部	田	田	1,521㎡の内 230	自己専用住宅	<p>① 1. 左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>2. ② 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③ 農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④ 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤ 影響なし</p> <p>⑥ 該当事業なし</p>	2

番号	開発計画概要						除外の理由 法第13条第2項各号の該当要件	変更理由	
	土地の所在			地目		面積 (㎡)			事業の目的
	区	町名	地番	台帳	現況				
中24	中区	倉田	・323-3	田	田	5752	<p>申出人は現在、中区倉田324番61、岡山照陽クリニック(内科・腎臓内科(血液透析)・放射線科)で医療活動を行っている。透析患者の人数が増加し、当クリニックでの透析療法を受けられない事態が発生している。透析患者は、多くの合併症を併発することが多く、様々な診療科と連携した医療行為を行う必要があるが、他の医療機関に診療を依頼している状態である。患者の高齢化は著しく、地域を拠点とした医療提供の推進が喫緊の課題であり、その課題の解決に少しでも貢献したいと考えており本計画を行った。土地の選定にあたっては、当クリニックに隣接した土地であることから、現在、来院されている患者様にとって継続診療が可能となること、また、診療面において、既存クリニックとの相乗効果が大きいと期待できるため、本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし</p>	2
中25	中区	倉田	・367-5	田	田	238	<p>申出人は北区中仙道一丁目20番15号を本店所在地として土木・建築工事の施工及び監理業務を営んでいる。申出地の隣接地を資材置場として利用していますが、事業量が増え手狭な状態になったため、本計画を行った。土地の選定にあたっては、申出地は既存の露天資材置場の隣接地であり利便性が高いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし</p>	2
中26	中区	倉富	・219-1の一部 ・(219-2の一部) ・(219-3)	田 (宅地) (宅地)	宅地 (宅地) (宅地)	1,918㎡の内310 (334.90㎡の内 289.90) (347.54) 計 310 (947.44)	<p>長女が分家住宅建築を行うにあたり、敷地の調査を行ったところ、既存農業用倉庫の敷地が農用地内であることが判明した。長女の農用地区域変更申出と同時に用途区分変更申出を提出しているが、今後のことを考慮し、現状に合わせた手続きを行ったほうがよいと考え本申出に至る。本申出による新たな建築行為はない。 北側隣接地は既存宅地である。219番2に従前から住宅及び倉庫が建てていたが、平成16年に建替えを行う際、219番3を含めて敷地拡張を行い、農家住宅を建築した。当初計画は、住宅と3階建倉庫を予定していたが、建築途中で倉庫が使用しづらいのではないかと家族から反対され、倉庫の構造や建築位置などの変更を行った。倉庫が宅地から大きくはみ出しているとは認識していなかった。申出地は宅地に隣接しており、長女が建築を行えば宅地に挟まれることから、農家住宅の敷地拡張として農地転用が可能な土地であると考えられるため本申出を行うもの。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし</p>	1
中27	中区	倉益	・399-1の一部 ・399-2	田 田	田 田	3,030㎡の内 745 77 計 822	<p>申出人は北区東古松二丁目9番14号に本店を置き建設業を営んでいる。現在、資材置き場がないことから本計画を行った。土地の選定にあたっては、営業所を岡山市中区湊296番地69に置くグループ会社と協力し事業を行うことから本申出地を利用することとした。 中区湊296番地69の営業所から直線距離1.5kmで近く申請地は前面道路も幅員が10mあり資材置き場として利用するのに最適であり申出地を選定した。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は田として利用する。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし</p>	2
中28	中区	倉益	・480の一部	田	雑種地	1,903㎡の内 998	<p>申出人は昭和58年設立当初より、岡山市を中心とする県内消費者に対し、主に不動産業、水産食糧加工品販売業を営んでいる。 業績は好調で不動産売買のための土地造成用の資材等の保管場所に困っており本計画を行った。 土地の選定にあたっては、本社にも近く大変便利な申出地を資材置場として利用したく、本申出地を利用することとした。 (一時転用期間: 令和3年10月18日～令和6年10月17日)</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし</p>	2
中29	中区	桑野	・357-23	田	田	181	<p>申出人は現在、中区桑野の借家で夫と子供1人の家族3人で生活している。子供が成長し、現在の住居では手狭な状態であり本計画を行った。 申出人は現在、大阪府東淀川区下新庄の借家で妻と2人で生活しているが、この度息子夫婦と同居するため、本計画を行った。 土地の選定にあたっては、申出人の現在の住居に大変近く、生活環境が変わることのない本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし</p>	2
中30	中区	江崎	・112-5 ・112-6	宅地 田	宅地 宅地	299.76 64 計 363.76	<p>この度息子が自己専用住宅を建築するにあたり、土地の調査を行ったところ、自身の所有地が農用地であることが判明した。本申出のうち112番5は昭和59年2月に分筆され、父から贈与された。しばらくは農地として利用していたが、農家住宅の建築に際し112番5は住宅建築に必要な手続きを経て、平成5年12月に現在の居宅が完成した。112番6は平成3年に分筆しているが、住宅建築当初は敷地の範囲には含まれていない。30年以上前であり、分筆された経緯や建築後に敷地に含めた経緯は不明である。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし</p>	1
中31	中区	江崎	・112-4の一部 ・112-7の一部	田 雑種地	田 雑種地	769㎡の内 308 131㎡の内 92 計 400	<p>申出人は現在、夫婦と子供2人の計4人で岡山市北区田町一丁目共同住宅に居住している。子供たちの成長に伴い家財道具も増え手狭になったため、本計画を行った。 土地の選定にあたっては、申出人夫婦は共働きであり、子供の面倒を見てもらえることや将来的に親の面倒が看やすい申出人の実家に近い本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし</p>	2

番号	開発計画概要						除外の理由 法第13条第2項各号の該当要件	変更理由		
	土地の所在			地目		面積 (㎡)			事業の目的	
	区	町名	地番	台帳	現況					
中32	中区	江崎	・573-3	田	宅地	270	自己専用住宅(是正)	<p>自宅敷地を境界確定したところ、宅地の一部として利用していた部分が農用地となっている事が発覚した。申出地は、別添航空写真より以前から住宅敷地として利用していたことがわかる。申出地は宅地(574番3)に隣接し、平成11年に現在の建物を建築した際に574番3と一体で利用出来るよう土地造成を行い、自宅の庭の一部として利用していた。従前から宅地の一部として利用してきた土地であり、今後も同様に利用したいと考え是正の為、本申出を行うもの。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし</p>	1
中33	中区	江崎	・773の一部	田	田	1,986㎡の内 313	自己専用住宅	<p>申出人は現在、北区津島福居二丁目の借家に妻と子供1人の家族3人で生活している。現住居は手狭な状態のため本計画を行った。 土地の選定にあたっては、妻の職場(中区藤崎)に近く、通勤時間が短縮されることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は畑として利用する。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし</p>	2
中34	中区	江崎	・774-1の一部 ・773の一部	田 田	田 田	853㎡の内143 1,986㎡の内213 計 356	自己専用住宅	<p>申出人は現在、中区倉田の借家に妻と子供1人の家族3人で生活している。現住居は手狭な状態のため本計画を行った。 土地の選定にあたっては、職場(中区江崎)に近く、通勤時間が短縮されることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は畑として利用する。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし</p>	2
中35	中区	沖元	・325-1の一部	田	宅地	924㎡のうち304	敷地拡張(是正)	<p>申出地は別添航空写真のとおり、昭和45年には既に建物が建築されていた。現在は建て替えているが、別の建物と一体の敷地となっている。現況に合わせるべく今回除外を申し出のもの。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし</p>	1
中36	中区	藤崎	・120-7 ・120-8 ・120-9 ・120-13	田 田 田 田	宅地 宅地 雑種地 雑種地	14 11 2.19 0.61 計 27.8	敷地拡張(是正)	<p>昭和58年、亡 片岡久治が申出地の隣地である岡山市中区藤崎120-4、120-6、120-11、119-2の土地を購入し、昭和61年に家屋番号120-4の建物を新築した。その後、片岡久治が代表取締役である有限会社片岡工務店の倉庫及び有限会社大祥工産の事務所として利用していた。 令和4年2月に片岡久治が死亡し、片岡重治が相続する時に申出地が黒崎久所有の農地であることが判明した。その後、123-4の土地所有者が造成するための境界確認の立会があり、申出地が所有地(120-4)の土留めであることが確定した。申出地は、昭和60年の造成時より周辺地に支障を及ぼさないうための土留めであり、周辺農地への影響はない。規模についても妥当な面積としている。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし</p>	1
中37	中区	藤崎	・120-12	田	宅地	8.8	敷地拡張(是正)	<p>昭和58年、譲受人が申出地の隣地である岡山市中区藤崎120-10を購入し、昭和60年に家屋番号120-10の建物を自宅として建築した。 令和4年、123-4の土地所有者が造成するための境界確認の立会があり、申出地が所有地(120-10)の土留めであることが判明した。申出地は、昭和60年の造成時より周辺地に支障を及ぼさないうための土留めであり周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし</p>	1
中38	中区	藤崎	・189-23	田	田	192	自己専用住宅	<p>申出人は現在、南区福成一丁目の借家に夫婦2人で居住している。出産の予定があり、家財道具も増え手狭になっているため、本計画を行った。土地の選定にあたっては、申出人(美星)の実家に近く、産まれてくる子供の世話や将来の親の介護等お互い助け合って生活する事が出来る為、本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし</p>	2
中39	中区	藤崎	・189-1	田	田	392	自己専用住宅	<p>申出人は現在、倉敷市北浜町の持家に妻と2人で居住している。建物の老朽化に伴い、申出人の勤務先近い場所での土地を探し、住宅建築を計画した。住宅建築後、現住居は売却処分予定。 土地の選定にあたっては勤務先(南区豊浜町)や妻の勤務先(中区江並)に近く、通勤するのに大変便利な良い立地となっており本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし</p>	2
南1	南区	浦安南町	・107-1の一部	田	畑	1,057㎡の内360	分家住宅 (自己専用住宅)	<p>申出人は現在、玉野市宇藤木のアパートに夫婦2人で暮らしているが、家財道具が増え現住居が手狭になったことから本計画を行った。土地の選定にあたっては、将来的に親の世話及び農業をする必要があると考えており、申出人の両親の家(申請地北側)の近くである本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。申出地以外の農地は引き続き畑として利用する。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし</p>	1

番号	開発計画概要						事業の目的	除外の理由 法第13条第2項各号の該当要件	変更理由	
	土地の所在			地目		面積 (㎡)				
	区	町名	地番	台帳	現況					
南2	南区	浦安南町	・107-1の一部	田	畑	1,057㎡の内70	敷地拡張(是正)	<p>申出地の北西側に孫夫婦が分家住宅を建築することに伴う調査により、申出地は昭和62年に106番、107番5の土地に自己用住宅を建築する以前から、造成工事により農地にはみ出して造成されていたことが判明した。申出人が106番、107番5の土地に自己用住宅を建築してからでも30年以上経過しているが、今後も住宅敷地として利用する予定であることから、現状に合わせるべく本申出を行うもの。現状宅地として利用している部分であり、規模は妥当である。本申出に伴う建築行為等は発生しないため周辺農地への影響はない。申出地以外の農地は引き続き畑として利用する。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし</p>	1
南3	南区	浦安南町	・127-12の一部	田	畑	1,132㎡の内217	自己専用住宅	<p>申出人は現在、南区福成一丁目の借家で妻、子1人の計3人の生活している。現居住は手狭な状態のため本計画を行った。土地の選定にあたっては、申出人の実家(南区築港緑町1丁目)に近く、両親に子どもの面倒の手伝いなどお互いの生活の協力がしやすく、生活に大変便利な場所であると考え、本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし</p>	2
南4	南区	浦安南町	・131の一部	田	畑	3,538㎡の内275	自己専用住宅	<p>申出人は現在、南区福島一丁目の借家に、家族5人で居住している。子供達の成長につれ、家財道具が増え現住居が手狭になっており、本計画を行った。土地の選定にあたっては、申出人の妻の勤務先に近く、家事・育児の時間がとりやすく、生活しやすい環境になると考え本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は畑として利用する。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし</p>	2
南5	南区	浦安南町	・131の一部	田	畑	3,538㎡の内415	自己専用住宅	<p>申出人は現在、南区福島一丁目の借家に、2人で居住している。現住居が家財道具が増え手狭になり、本計画を行った。申出地は申出人の妻の勤務先(南区浦安南町)へとても近くなり、便利で生活しやすいため、本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は畑として利用する。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし</p>	2
南6	南区	浦安南町	・131の一部	田	畑	3,538㎡の内240	自己専用住宅	<p>申出人は現在、南区藤田の借家(1LDK)に、家族3人で居住している。子供の成長と共に家財道具が増え現住居が手狭になり、本計画を行った。土地の選定にあたっては、申出人の妻の勤務先(南区浦安西町)へとても近く、便利で生活しやすいため本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は畑として利用する。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし</p>	2
南7	南区	浦安南町	・131の一部	田	畑	3,538㎡の内330	自己専用住宅	<p>申出人は現在、玉野市長尾の妻の実家に、妻と子供と妻の両親の5人で居住している。現住居が子供の誕生と共に家財道具が増え手狭となり、本計画を行った。なお、妻の両親は現住居に住み続ける。土地の選定にあたっては、妻の勤務先(南区築港緑町)へとても近くなることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は畑として利用する。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし</p>	2
南8	南区	浦安南町	・131の一部	田	畑	3,538㎡の内330	自己専用住宅	<p>申出人は現在、南区豊成二丁目の借家に居住している。今年第1子が誕生し、家財道具が増え手狭になっており、本計画を行った。土地の選定にあたっては申出人の勤務先(浦安南町、築港新町)双方に近い場所であることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は畑として利用する。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし</p>	2
南9	南区	浦安南町	・131の一部	田	畑	3,538㎡の内240	自己専用住宅	<p>申出人は現在、それぞれの実家(倉敷市茶屋町、南区泉田)にて別居状態であるが、結婚を機に夫婦2人で同居するため本計画を行った。土地の選定にあたっては申出人の勤務先(南区あけぼの町)から近い場所かつ、実家(南区泉田)にも近く、将来誕生する子供の面倒や親の手伝いなど、互いに協力して生活しやすいことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は畑として利用する。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし</p>	2
南10	南区	浦安南町	・131の一部	田	畑	3,538㎡の内240	自己専用住宅	<p>申出人は現在、南区郡の借家に夫婦2人で居住している。現住居が家財道具などが増え手狭となっているため、本計画を行った。土地の選定にあたっては、申出人の勤務先(南区福成3丁目・南区築港新町)に近くなり、通勤時間が短縮でき、便利で生活のしやすいため本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。残地は畑として利用する。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし</p>	2

番号	開発計画概要						事業の目的	除外の理由 法第13条第2項各号の該当要件	変更理由	
	土地の所在			地目		面積 (㎡)				
	区	町名	地番	台帳	現況					
南11	南区	浦安南町	・327-2の一部	田	田	2,568㎡の内320	自己専用住宅	<p>申出人は現在、南区浦安南町の借家に妻と子供3人で暮らしている。家族5人で暮らすには狭く、本計画を行った。祖父がしていた農業を今は父と一緒に私もしている。また、祖父が90才になり、介護が必要になる状況から祖父の住む家に近い所で本計画を行った。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は田、畑(現状のまま)として利用する。</p>	<p>①上記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし</p>	2
南12	南区	浦安南町	・495-47の一部	田	畑	1,920㎡の内215	自己専用住宅	<p>申出人は現在、南区福島三丁目の借家に息子と家族3人で居住している。現住居が家財道具の増加により手狭となっていることから、本計画を行った。土地の選定にあたっては、申出人の勤務先に現在よりも近くなることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①上記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし</p>	2
南13	南区	浦安南町	・495-47の一部	田	畑	1,920㎡の内295	自己専用住宅	<p>申出人は現在、大阪府箕面市桜5丁目の借家に妻と子供2人の計4人で居住している。令和7年に申出人の勤務地が岡山本社(南区築港栄町)に変わることから本計画を行った。土地の選定にあたっては、勤務地(南区築港栄町)に近く、申出人の妻の妹も申出地の南側に自己専用住宅建築予定であることから子供の面倒を互いに見合う等協力して生活できることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①上記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし</p>	2
南14	南区	浦安南町	・495-47の一部	田	畑	1,920㎡の内300	自己専用住宅	<p>申出人は現在、中区江並の借家に妻と2人の子供の家族4人で居住している。現住居は子供達の成長と共に家財道具が増加し、手狭になり本計画を行った。土地の選定にあたっては、妻の勤務地(浦安本町)に近く、本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①上記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし</p>	2
南15	南区	浦安南町	・495-47の一部	田	畑	1,920㎡の内210	自己専用住宅	<p>申出人は現在、倉敷市茶屋町の借家に妻と二人で居住している。現住居に家財道具が増えて手狭となり、本計画を行った。土地の選定にあたっては、妻の勤務地(南区福田)に近く妻に生活のゆとりができるため本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①上記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし</p>	2
南16	南区	浦安南町	・495-47の一部 ・495-93の一部	田 畑	畑 畑	1,920㎡の内210 1,983㎡の内10 計 220	自己専用住宅	<p>申出人は現在、中区桑野の借家に妻と二人で居住している。現住居が家財道具の増加で手狭になり、本計画を行った。土地の選定にあたっては、勤務地(浦安南町)に近くゆとりある生活ができるため本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①上記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし</p>	2
南17	南区	浦安南町	・495-47の一部 ・495-93の一部	田 畑	畑 畑	1,920㎡の内290 1,983㎡の内10 計 300	自己専用住宅	<p>申出人は現在、南区福富西三丁目の借家に二人で居住している。現住居が家財道具の増加で手狭になり本計画を行った。土地の選定にあたっては、譲受人の勤務地(浦安南町)に近くゆとりある生活ができると考え本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①上記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし</p>	2
南18	南区	浦安南町	・495-47の一部 ・495-93の一部	田 畑	畑 畑	1,920㎡の内280 1,983㎡の内10 計 290	自己専用住宅	<p>申出人は現在、南区部の実家で申出人の両親と妹及び申出人の子供二人の計7人で居住している。現住居地では家財道具の増加で手狭となり、本計画を行った。現住居の実家には両親と妹が引き続き居住する。土地の選定にあたっては、申出人の勤務地(南区藤田)に近くなることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①上記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし</p>	2
南19	南区	浦安南町	・495-47の一部 ・495-93の一部	田 畑	畑 畑	1,920㎡の内200 1,983㎡の内10 計 210	自己専用住宅	<p>申出人は現在、南区築港新町二丁目の社宅に妻と二人で居住している。現住居の社宅は社内規定により令和7年度末で退去しなければならず、勤務地に近い申出地に本計画を行った。土地の選定にあたっては、妻の勤務地(南区浦安南町)に非常に近く、自身の勤務地(南区築港栄町)にも近いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①上記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし</p>	2
南20	南区	浦安南町	・495-93の一部	田	畑	1,983㎡の内270	自己専用住宅	<p>申出人は現在、北区西長瀬の借家で生活している。現借家が二人の家財道具で溢れ手狭となり、本計画を行った。土地の選定にあたっては、申出人の勤務地は南区福浜西町で、申出人の勤務地は南区藤田であり、二人とも現住居地と比べ、勤務地の距離が近くなるので生活にゆとりが生まれると考え、本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①上記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし</p>	2

番号	開発計画概要						事業の目的	除外の理由 法第13条第2項各号の該当要件	変更理由	
	土地の所在			地目		面積 (㎡)				
	区	町名	地番	台帳	現況					
南21	南区	浦安南町	・495-93の一部	田	畑	1,983㎡の内275	自己専用住宅	<p>申出人は現在、南区浦安西町の借家に妻と4人の子供の6人で居住している。現借家は子供たちの成長と共に家財道具が増え手狭となり、本計画を行った。</p> <p>申出地は、申出人の勤務地(南区浦安本町)に近く、妻の勤務地(南区浦安南町)にも近くなり、夫婦ともに時間の余裕ができるので子育てや家事に時間を費やせると考え本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
南22	南区	浦安南町	・495-93の一部	田	畑	1,983㎡の内295	自己専用住宅	<p>申出人は、南区築港栄町の借家に二人で居住している。現住居が家財道具で溢れ手狭になっており本計画を行った。</p> <p>土地の選定にあたっては、申出人の勤務地(南区浦安本町、南区浦安南町)に近くなることから、生活にゆとりが生じると考え本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
南23	南区	浦安南町	・495-93の一部	田	畑	1,983㎡の内290	自己専用住宅	<p>申出人は婚約しており、南区福島三丁目の借家で同棲している。(令和6年9月には入籍予定。)現住居が二人の家財道具で溢れ手狭になっており、本計画を行った。</p> <p>土地の選定にあたっては、申出人は同じ勤務先(南区福田)に近く、通勤時間も短縮でき、ゆとりある生活を享受できること、申出人(智大)の親族が南区浦安本町に居住しており助け合って生活できることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
南24	南区	浦安南町	・495-93の一部	田	畑	1,983㎡の内210	自己専用住宅	<p>申出人は現在、南区西市の借家に二人で居住している。現住居が家財道具が増え、手狭となったため、本計画を行った。</p> <p>土地の選定にあたっては、申出人の勤務地(南区浦安南町)に近くなるので本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
南25	南区	浦安南町	・495-93の一部	田	畑	1,983㎡の内270	自己専用住宅	<p>申出人は現在、南区豊成一丁目の借家に夫婦と子供一人の計三人で生活している。現住居は家財道具が増え手狭となり本計画を行った。</p> <p>土地の選定にあたっては、夫婦二人の勤務地(南区海岸通一丁目、南区築港栄町)に現住居より近くなり、時間にゆとりができること、また申出人の親族(父の兄弟)が南区浦安本町に居住しており、相互扶助の環境が築けると考え本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
南26	南区	浦安南町	・495-93の一部	田	畑	1,983㎡の内210	自己専用住宅	<p>申出人は現在、南区西市の実家に妻と両親、兄、妹の計6人で居住している。家財道具が増え手狭となり本計画を行った。</p> <p>土地の選定にあたっては、勤務地(南区浦安本町)に近くなり、時間的ゆとりが生まれると考え、本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p> <p>実家には両親、兄、妹が引き続き居住する。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
南27	南区	浦安南町	・495-93の一部	田	畑	1,983㎡の内210	自己専用住宅	<p>申出人は現在、岡山県津山警察署に勤務し、妻と子の三人で浦山市河辺の借家に居住している。来年度から岡山南警察署に勤務することが決まり勤務地に近い申出地で本計画を行った。</p> <p>申出地は譲受人の勤務地(南区泉田)に近い場所なので不規則な勤務状況の申出人にとって都合がよい。また、妻の親族が南区浦安本町に居住しており子育て面でも助けてもらえるため本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
南28	南区	浦安南町	・495-61の一部	田	田	1,713㎡の内179	自己専用住宅	<p>申出人は現在、北区奥田西町の借家で妻と2人で生活している。現住居では収納がなく手狭な状態のため、本計画を行った。</p> <p>土地の選定にあたっては、実家(南区藤田)に近く、両親の手伝いやお互いの生活の協力がしやすく、これからの生活に大変便利な場所であると考え本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
南29	南区	浦安南町	・495-61の一部	田	田	1,713㎡の内178	自己専用住宅	<p>申出人は現在、南区福富西三丁目の借家で夫婦、子2人の計4人で生活している。現住居では手狭な状態のため本計画を行った。</p> <p>土地の選定にあたっては、申出人の職場(南区藤田)に近く、これからの生活に大変便利な場所であると考え本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
南30	南区	浦安南町	・495-61の一部	田	田	1,713㎡の内178	自己専用住宅	<p>申出人は現在、南区南輝の借家に妻と子供の計3人で生活している。現住居は手狭な状態のため本計画を行った。</p> <p>土地の選定にあたっては、職場(南区築港緑町)に近くこれからの生活に大変便利な場所であると考え、本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2

番号	開発計画概要						事業の目的	除外の理由 法第13条第2項各号の該当要件	変更理由
	土地の所在			地目		面積 (㎡)			
	区	町名	地番	台帳	現況				
南31	南区	浦安南町	・495-61の一部	田	田	1,713㎡の内178	自己専用住宅	<p>① 178㎡の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>② 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③ 農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④ 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤ 影響なし</p> <p>⑥ 該当事業なし</p>	2
南32	南区	浦安南町	・495-61の一部	田	田	1,713㎡の内181	自己専用住宅	<p>① 181㎡の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>② 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③ 農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④ 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤ 影響なし</p> <p>⑥ 該当事業なし</p>	2
南33	南区	浦安南町	・495-61の一部	田	田	1,713㎡の内179	自己専用住宅	<p>① 179㎡の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>② 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③ 農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④ 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤ 影響なし</p> <p>⑥ 該当事業なし</p>	2
南34	南区	浦安南町	・495-61の一部 ・495-62の一部	田 田	田 田	1,713㎡の内244 919㎡の内23 計 267	自己専用住宅	<p>① 267㎡の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>② 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③ 農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④ 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤ 影響なし</p> <p>⑥ 該当事業なし</p>	2
南35	南区	浦安南町	・495-61の一部 ・495-62の一部	田 田	田 田	1,713㎡の内239 919㎡の内28 計 267	自己専用住宅	<p>① 267㎡の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>② 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③ 農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④ 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤ 影響なし</p> <p>⑥ 該当事業なし</p>	2
南36	南区	浦安南町	・495-61の一部	田	田	1,713㎡の内181	自己専用住宅	<p>① 181㎡の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>② 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③ 農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④ 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤ 影響なし</p> <p>⑥ 該当事業なし</p>	2
南37	南区	浦安南町	・495-62の一部	田	田	919㎡の内178	自己専用住宅	<p>① 178㎡の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>② 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③ 農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④ 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤ 影響なし</p> <p>⑥ 該当事業なし</p>	2
南38	南区	浦安南町	・495-62の一部	田	田	919㎡の内264	自己専用住宅	<p>① 264㎡の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>② 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③ 農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④ 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤ 影響なし</p> <p>⑥ 該当事業なし</p>	2
南39	南区	浦安南町	・495-62の一部	田	田	919㎡の内262	自己専用住宅	<p>① 262㎡の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>② 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③ 農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④ 支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤ 影響なし</p> <p>⑥ 該当事業なし</p>	2

番号	開発計画概要						事業の目的	除外の理由 法第13条第2項各号の該当要件	変更理由
	土地の所在			地目		面積 (㎡)			
	区	町名	地番	台帳	現況				
南40	南区	浦安南町	・495-62の一部	田	田	919㎡の内181	自己専用住宅	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
南41	南区	浦安南町	・94-3の一部	畑	畑	1,984㎡の内335	自己専用住宅	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
南42	南区	浦安南町	・94-3の一部	畑	畑	1,984㎡の内335	自己専用住宅	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
南43	南区	浦安南町	・94-3の一部	畑	畑	1,984㎡の内335	自己専用住宅	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
南44	南区	浦安西町	・111-1 ・112 ・113-1	田 田 田	田 田 田	9918 9763 2218 計 21,899	自動車教習 コース	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
南45	南区	浦安西町	・56-4の一部	田	田	3,735㎡の内420	分家住宅 (自己専用住宅)	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	1
南46	南区	福田	・662-4 ・663-4	田 田	畑 畑	239 167 計 406	自己専用住宅	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
南47	南区	福田	・700の一部	田	田	5,298㎡の内230	自己専用住宅	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
南48	南区	福田	・700の一部	田	田	5,298㎡の内335	自己専用住宅	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2

番号	開発計画概要						事業の目的	除外の理由 法第13条第2項各号の該当要件	変更理由
	土地の所在			地目		面積 (㎡)			
	区	町名	地番	台帳	現況				
南49	南区	福田	・700の一部	田	田	5,298㎡の内235	<p>申出人は現在、南区大福の借家に夫婦と子供1人の計3人で居住しているが、子供の成長に伴い、家財道具も増え手狭になり、本計画を行った。</p> <p>土地の選定にあたっては、申出人の実家(南区万倍)に近く、将来の親の介護や子供の世話など、お互いの家を行き来するのに便利が良く、申出人の勤務先(南区福成)にも近いことから、本申出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は田として利用する。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
南50	南区	福田	・700の一部	田	田	5,298㎡の内330	<p>申出人は現在、北区神田町一丁目の借家に夫婦と子供1人の計3人で居住している。子供の成長に伴い、家財道具も増え手狭になり、本計画を行った。</p> <p>土地の選定にあたっては、申出人の実家(南区米倉)から近く、夫婦共働きのため、子供の世話をお願いしやすく、将来の親の介護などお互い助け合って生活する事が出来る。また、申出人の勤務先(南区豊成)にも近いことから、本申出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は田として利用する。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
南51	南区	福田	・700の一部	田	田	5,298㎡の内240	<p>申出人は現在、南区豊成三丁目の借家に妻と2人で居住している。家財道具も増え手狭になり、本計画を行った。</p> <p>土地の選定にあたっては、申出地は現住居(南区豊成三丁目)に近く、かかりつけの病院など生活環境をあまり変えることなく生活する事が出来、安心できる為本申出地を利用することとした。また妻の実家(南区洲崎二丁目)から近く、将来の親の介護などお互い助け合って生活する事が出来る。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は田として利用する。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
南52	南区	福田	・700の一部	田	田	5,298㎡の内345	<p>申出人は現在、南区新保の借家に夫婦と子供2人の計4人で居住している。子供の成長に伴い、家財道具も増え手狭になっているため、本計画を行った。</p> <p>土地の選定にあたっては、の実家(南区万倍)に近く、将来の親の介護や子供の世話など、お互いの家を行き来するのに便利の良い立地である。また、申出人の勤務先(南区豊成)にも近く、通勤するのに便利の良い立地となっている為、本申出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は田として利用する。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
南53	南区	福田	・700の一部	田	田	5,298㎡の内280	<p>申出人は現在、南区福富中二丁目の借家に夫婦2人で居住しているが、家財道具が増え手狭になり、本計画を行った。</p> <p>土地の選定にあたっては、申出人の実家(南区新保)に近く、将来の親の介護などお互い助け合って生活する事が出来ることから、本申出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は田として利用する。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
南54	南区	福田	・700の一部	田	田	5,298㎡の内380	<p>申出人は現在、南区芳泉四丁目の借家に夫婦と子供2人の計4人で居住しているが、子供の成長に伴い、家財道具が増え手狭になっているため本計画を行った。</p> <p>土地の選定にあたっては、現住居(南区芳泉四丁目)に近く、子供の通っている保育園や病院など生活環境をあまり変えることなく生活する事が出来る為、本申出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は田として利用する。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
南56	南区	福田	・710-1の一部	田	田	1,636㎡の内223	<p>申出人は現在、南区部の借家で夫婦、子1人の計3人で生活をしている。現住居では収納がなく手狭な状態のため本計画を行った。</p> <p>土地の選定にあたっては、申出人の弟の家が南区芳泉二丁目あり、お互いの生活の協力しやすく、これからの生活に大変便利な場所であるため本申出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
南57	南区	福田	・710-1の一部 ・707-1の一部	田 田	田 田	1,636㎡の内202 558㎡の内130 計 332	<p>申出人は現在、南区西市の借家で妻、子1人の計3人で生活をしている。現住居は収納がなく手狭な状態のため本計画を行った。</p> <p>土地の選定にあたっては、妻の実家(南区泉田二丁目)に近く、お互いに生活の協力ができ、子の面倒を見てもらいやすくなり、これからの生活に大変便利な場所であると考え、本申出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
南58	南区	福田	・710-1の一部	田	田	1,636㎡の内220	<p>申出人は現在、南区福成の借家で夫婦、子1人の計3人で生活をしている。現住居では収納がなく手狭であることに加え、申出人が現在勤務する南区福富中一丁目の理髪店から独立するため本計画を行った。</p> <p>土地の選定にあたっては、申出人の実家(南区泉田四丁目)が近いので子の面倒を見てもらいやすくなり、またお互いの生活の協力がしやすく、これからの生活に大変便利な場所であると考え、本申出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
南59	南区	福田	・710-1の一部 ・707-1の一部	田 田	田 田	1,636㎡の内199 558㎡の内128 計 327	<p>申出人は現在、丸亀市田村町の借家で私、妻、子2人の計4人で生活をしている。現住居では収納がなく手狭な状態のため、本計画を行った。</p> <p>土地の選定にあたっては、妻の実家(南区泉田四丁目)が近いので、子の面倒を見てもらいやすくなり、またお互いの生活の協力がしやすく、これからの生活に大変便利な場所であると考え、本申出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2

番号	開発計画概要						事業の目的	除外の理由 法第13条第2項各号の該当要件	変更理由
	土地の所在			地目		面積 (㎡)			
	区	町名	地番	台帳	現況				
南60	南区	福田	・710-1の一部	田	田	1,636㎡の内223	自己専用住宅	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
南61	南区	福田	・710-1の一部 ・707-1の一部	田 田	田 田	1,636㎡の内201 558㎡の内129 計 330	自己専用住宅	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
南62	南区	福田	・710-1の一部 ・710-2の一部	田 田	田 田	1,636㎡の内156 349㎡の内 65 計 221	自己専用住宅	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
南63	南区	福田	・710-1の一部 ・707-1の一部	田 田	田 田	1,636㎡の内199 558㎡の内128 計 327	自己専用住宅	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
南64	南区	福田	・710-1の一部 ・710-2の一部 ・710-3の一部	田 田 田	田 田 田	1,636㎡の内1 349㎡の内183 74㎡の内43 計 227	自己専用住宅	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
南65	南区	福田	・710-1の一部 ・710-2の一部 ・710-3の一部 ・(707-2)	田 田 田 田 (田)	田 田 田 田 (田)	1,636㎡の内23 558㎡の内51 349㎡の内107 74㎡の内35 (37) 計216 (253)	自己専用住宅	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
南66	南区	古新田	・1592-37 ・1592-38	畑 畑	畑 畑	62 35 計97	露天資材置場	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
南67	南区	大福	・811の一部	田	田	2,218㎡の内350	分家住宅	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥事業完了後8年を経過していないが振興計画に定めた施設でありやむを得ない。</p>	1
南68	南区	箕島	・834-1の一部	田	田	1,025㎡の内220	自己専用住宅	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2

番号	開発計画概要						事業の目的	除外の理由 法第13条第2項各号の該当要件	変更理由	
	土地の所在			地目		面積 (㎡)				
	区	町名	地番	台帳	現況					
南69	南区	箕島	・834-1の一部	田	田	1,025㎡の内300	自己専用住宅	<p>申出人は現在、倉敷市中庄の借家で妻と子供1人の計3人で居住している。子供の成長に伴い家財道具が増えたことで、現住居は手狭になり、使い勝手が悪くなったため、本計画を行った。</p> <p>土地の選定にあたっては、勤務先(南区妹尾)に近く、夫婦共働きのため、育児家事、仕事の両立ができて便利な立地であることから、本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は田として利用する。</p>	<p>①上記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
南70	南区	箕島	・834-1の一部	田	田	1,025㎡の内300	自己専用住宅	<p>申出人は現在、三好郡東みよし町加茂の借家に私1人で居住している。年内に結婚予定であり、岡山支店への異動が決定したため、本計画を行った。</p> <p>土地の選定にあたっては、婚約者の勤務先(南区箕島)に近く、共働きのため、家事、仕事の両立ができることから、本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は田として利用する。</p>	<p>①上記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
南71	南区	箕島	・2337-1の一部	田	田	1,609㎡の内320	自己専用住宅	<p>申出人は現在、早島町早島の借家にて、夫婦2人で暮らしている。今後、家族が増えた際には手狭になると、勤務先に近く、生活環境や教育施設が整っている場所で自己住宅を建築したいと本計画を行った。</p> <p>土地の選定にあたっては、今後も夫婦共に働いていくことを考え、申出人の勤務先(南区箕島)に近いことから、本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は田として利用する。</p>	<p>①上記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2
南74	南区	内尾	・598-3の一部 ・598-5の一部	田 畑	宅地 宅地	4,369㎡の内 335.50 155㎡の内116 計451.50	農家住宅(是正)	<p>申出地は、別添航空写真の通り昭和45年から宅地として利用されており、現況に地目を合わせるため宅地に地目変更をするもの。従前より農家住宅として利用している部分であり、妥当な面積としている。周辺農地への影響もない。</p>	<p>①上記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥事業完了後8年を経過していないが振興計画に定めた施設でありやむを得ない。</p>	1
南75	南区	曾根	・366-2 ・(366-1)	畑 (宅地)	宅地 (宅地)	149 (605) 計 149 (754)	自己専用住宅(是正)	<p>366番1の建替を検討した際に、366番2が農用地であることが分かったため、農用地区域変更を申請するもの。昭和45年航空写真を確認したところ、すでに建物敷地であることが分かり、昭和46年の登記簿からも昭和49年以前より建物敷地であることがわかる。</p>	<p>①上記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	1
南76	南区	東畦	・372-5	田	宅地	3.82	自己専用住宅(是正)	<p>申出地は譲受人が平成25年12月に購入した宅地の東側に位置し、現在宅地の一部として利用しているが、このたび東側の塀がある場所(申出地:3.82㎡)が農用地であることが判明したため実際の利用状況にあわせるため本申出を行うもの。なお、購入した中古住宅は昭和52年7月築であるため、その頃に作られた塀と思われる。規模については現状の宅地部分であり、妥当である。周辺農地への影響もない。</p>	<p>①上記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	1
南77	南区	東畦	・743-9の一部	田	畑	289㎡の内189	農家住宅	<p>申出人は現在、南区東畦に居住している。現住居を相続の関係から処分することになり、新居が必要になり、本計画を行った。</p> <p>土地の選定にあたっては、所有の農地・耕作地からも近く、現在の環境から変化がないこと、さらには娘夫婦が隣接土地に住んでいることもあり、子育ての手伝いや将来の生活の手助けを受けやすいこともあり、本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は畑として利用する。</p>	<p>①上記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	1
南78	南区	東畦	・802-4の一部	田	雑種地	5,868㎡の内480	進入路(是正)	<p>申出人は、平成14年1月21日に802番11の土地を購入した当初より22年間、当該申出地を802番11の前所有者でもある譲渡人のお父様の承諾の元、譲渡人が購入した土地(802番11)への進入路として利用させておりました。この度、譲渡人が当該申請地を含む802番4を第3者に売却するに当たり、申出地を進入路として是正を申し出るもの。規模については、車両が通行可能な一般的な幅員(4.5m)であり、通路として妥当である。平成14年より現在の形状であり周辺農地への影響はない。</p>	<p>①上記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	1
南79	南区	東畦	・816-3の一部	田	田	5,147㎡の内310	分家住宅	<p>申出人は現在、北区平野の借家に妻、子供1人の3人で暮らしている。昨年10月に子供が生まれ、居宅が手狭になったことから、本計画を行った。また、休日には実家へ耕作等の手伝いや、子育ての助言をもらうために帰省しており、移動時間を短縮するためにも近くに越すのが最善ではないかと祖母に相談したところ、実家の隣である申出地を譲ってもらえることとなり、長男として、将来両親の面倒を看ること、また、農地を引継いでいくため本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は田として利用する。</p>	<p>①上記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	1

番号	開発計画概要						除外の理由 法第13条第2項各号の該当要件	変更理由		
	土地の所在			地目		面積 (㎡)			事業の目的	
	区	町名	地番	台帳	現況					
南81	南区	藤田	・2054-1の一部	田	宅地	9,509㎡の内605	農家住宅(是正)	<p>申出地は別添航空写真のとおり、昭和36年から現在の状態で使用しており、農用地の区域では無いと思われるため是正の申出を行うもの。</p> <p>従前より宅地として利用している部分であり、妥当な面積である。周辺農地への影響もない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	1
南82	南区	藤田	・206-2の一部	田	畑	583㎡の内499	分家住宅	<p>申出人は現在、妻と子供2人の4人で、愛知県で生活しているが、長男でもあり生まれ育った岡山へ帰郷し、親元で生活し農業の手伝いをするため本計画を行った。現在所有しているマンションは処分する。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は畑として利用する。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	1
南83	南区	藤田	・239-23	田	雑種地	1475	是正(地目変更)	<p>申出地239-23(分筆前239-5の一部)は申請人の父が昭和29年に相続により取得した土地である。昭和53年頃より239-1(宅地)に隣接する土地の一部を造成し、昭和57年頃には倉庫・作業場等の建物を建てたと記憶している。</p> <p>当該土地は分筆・合筆を経て平成2年頃には本件申請地は現在の形に造成され宅地化している。当該土地の相続にあたり、申請地が行政手続きを経ずに駐車場、建物敷地として使用されていたことが判明した。今般、景観がいがい排水事業完了から8年経過したので現在の状況に合わせるべく本申請を申し出るもの。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	1
南84	南区	藤田	・245-11 ・245-24 ・245-27	田 田 田	宅地 宅地 宅地	428 77 93 計 608	地目変更(是正)	<p>母屋が建っている岡山市南区藤田245番11は昭和46年12月に増築する以前より自己住宅として利用していた。その他の岡山市南区藤田245番24、同所245番27も母屋が建築された時から庭や駐車場として利用していた。平成8年2月に相続し、農振除外の手続きを失念していたため、このたび農振除外の手続きを行う事とした。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	1
南85	南区	藤田	・256-6の一部	田	雑種地	9,667㎡の内300	農家住宅の敷地拡張(是正)	<p>申出人は現在申出地の隣に居住している。申出地を露天駐車場、通路として使用している。申出地の隣地には昭和49年以前から農家住宅が建てられており、増築を行った昭和49年にはすでに通路として使用されていることが建築計画概要書より確認できる。また昭和50年の航空写真からも通路として使用されていたことが確認できる。今後も露天駐車場と通路として使用するため敷地拡張(是正)を行うもの。</p> <p>規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	1
南86	南区	藤田	・263-36 ・263-37	田 田	宅地 宅地	139 54 計 193	農家住宅の敷地拡張(是正)	<p>今回土地の資産管理の為、合筆登記をするにあたり調査を行ったところ申出地の地目が田と判明。国土地理院の写真を見て、昭和49年頃には申請地の隣接地に住居の目的で建物を建てている。その後、平成2年頃申出地が農用地とは知らず、増改築をして建物を建てている。当時から農地として利用していなかったことが写真からもわかる。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	1
南87	南区	藤田	・504-14	田	畑	183	露天資材置き場敷地拡張(是正)	<p>申出人所有の土地(500番14)以外の土地は平成13年に農地法4条許可(500番131田:277㎡・500番132田:82㎡・500番134田:141㎡・500番136田:42㎡)を申請(露天資材置場)し500番145用排水路:77㎡とともに露天資材置場として利用していたが、今般現地測量により申出地が農地法4条許可を申請していないことが判明し是正の申出を行うもの。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	1
南88	南区	阿津	・635-1 ・635-2 ・691-1 ・692-1 ・692-2 ・1094	田 田 田 田 田 田	山林 山林 山林 山林 山林 山林	819 638 448 523 196 730 計 3,354	地目変更(山林化)	<p>申出の地は平成14年頃から現在まで耕作しておらず、現在は山に侵食されて山林となっている。農地に復旧させることは困難であり、農地として利用する意思もなく、将来的に農地として利用する予定もないため、山林への地目変更を申し出るもの。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	1
南89	南区	小串	・7-4 ・11-1	田 田	畑 畑	391 292 計 683	露天資材置場 露天駐車場	<p>申出人は個人でバレット製造業を営んでいる。業務拡大に伴い露天の資材置場が手狭となった為、製品を保管、および社員の駐車場とするため本申出を行うもの。土地の選定にあたっては、既存の資材置場の隣接地であるため本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2

番号	開発計画概要						除外の理由 法第13条第2項各号の該当要件	変更理由		
	土地の所在			地目		面積 (㎡)			事業の目的	
	区	町名	地番	台帳	現況					
南90	南区	浦安西町	・68-34の一部	田	田	950㎡の内30	露天資材置場、露天駐車場の敷地拡張	第93回(R6.2.2)の農用地区域変更申出により920㎡の除外を行ったが、除外面積の手違いがあり、除外できていなかった30㎡について敷地拡張を行うもの。 現在、申出地の隣接地を資材置場として920㎡を除外したが、当初計画時より資材置場として950㎡必要であったため、本申出を行う。周辺農地への影響はない。	①上記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし	2
東1	東区	古都南方	・2317-1 ・2318-1 ・2318-2	田 田 田	畑 畑 畑	497 898 597 計 1,992	露天資材置場	申出人は自家用自動車有償渡業等を営んでいる。事業拡大を見込んでおり、車両置き場や産業廃棄物運搬のための車両置き場、清掃用具保管のためのコンテナを設置できる土地を探しており本計画を行った。土地の選定にあたっては、支店近くかつ県道沿いであり便利であることから本申し出地を選定した。設置規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。	①上記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし	2
東2	東区	古都南方	・3672-1	田	雑種地	920	露天駐車場	申出人は社屋新設(3670-4)にともない、私有車、社用車、来客用駐車スペースの確保が困難となったため本計画を行った。土地の選定理由は、申出地は社屋の近隣土地であり高い利便性を有するため。申し出地は現在、一時転用の申請時より変更なく、露天駐車場として使用しており周辺農地への影響はない。規模については適当な面積としている。(一時転用期間:令和4年5月18日～令和7年5月17日)	①上記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし	2
東3	東区	吉原	・198-1	田	畑	713	農家住宅、車庫兼農業倉庫	申出人は現在東区吉原に妻と子供2人と母と妹の6人で居住している。乗用車5台、農耕車2台を保有しており、住宅も敷地も手狭である。そこで農家住宅と車庫を兼ねた農業用倉庫の建築を予定した。土地の選定にあたっては、所有する農地に近く、接道、集落接続が可能であることから本申し出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。	①上記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥事業完了後8年を経過していないが振興計画に定めた施設でありやむを得ない。	1
東4	東区	光津	・1181-2 (1213)	田 (宅地)	宅地 (宅地)	122 (382) 計 122(504)	敷地拡張(是正)	申出地は、S55頃より宅地として父が居住していたが、令和5年8月1日に申出人が相続した。その際に住宅が農地(1181-2)に越境して建築されていることが判明したため、現況に合わせて今回除外申出をするもの。規模については従前より宅地として利用されていた部分のみであり適当な面積としている。周辺農地への影響はない。	①上記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし	1
東6	東区	中尾	・688-3	畑	宅地	22	住宅用地の敷地拡張(是正)	申出人は令和6年5月父から申請地北側(686番、689番、689番1)の土地、建物及び上道北方の農地を相続した。祖父(平成8年死去)が申請地北側を所有し、譲渡人の父(昭和53年死去)が申請地を所有していた昭和40年代に一切の手続きをすることなく当時の兄弟間で譲渡し、昭和40年代から現在まで申請地北側の宅地の一部として利用している。このような不適切な状態を是正し申請地を取得するため本申し出を行うもの。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。	①上記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし	1
東7	東区	宝伝	・3940-1	畑	山林	1113	地目変更(山林化)	申出地は昭和63年頃から現在まで耕作されておらず、現在は山に侵食されて山林となっている。農地に復旧させることは困難であり、農地として利用する意思もなく、将来的にも農地として利用する予定もないため、山林への地目変更を申し出るもの。	①上記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし	1
東8	東区	正儀	・3562-6の一部	田	畑	39㎡の内20	個人墓地設置	申出人が現在所有する墓地は平地から約32mの山の上であり、道が狭く車で行けず高齢になりお参りができなくなったことから申出地に個人墓をまとめて先祖墓を造る計画を行った。土地の選定にあたっては、墓地用地を実家周辺の農用地以外の候補地で検討したが申出地以外適地がなかったため本申し出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。	①上記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし	1
東9	東区	昌久郷	・1555	畑	山林	412	地目変更(山林化)	申出地は、昭和50年ころから現在まで耕作されておらず、現在は山に侵食されて山林となっている。農地に復旧させることは困難であり、農地として利用する意思もなく、将来的にも農地として利用する予定もないため、山林への地目変更を申し出るもの。	①上記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし	1

番号	開発計画概要						除外の理由 法第13条第2項各号の該当要件	変更理由		
	土地の所在		地目		面積 (㎡)	事業の目的				
	区	町名	地番	台帳					現況	
不1	東区	古都南方	・1916の一部	田	休耕田	240㎡の内6	携帯電話基地局	携帯電話無線基地局の新設のため (法律施工規則第四条の五の二十一)	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし	2
不2	北区	高松原古才	・112-3の一部	田	畑	560㎡の内2,25	携帯電話基地局	携帯電話無線基地局の電波供給に伴い基地局を新設するため。 (法律施工規則第四条の五の二十一)	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし	2

岡山農業振興地域整備計画変更等理由書

1 岡山農業振興地域整備計画書の変更理由

農業振興地域の整備に関する法律(以下法という)第10条第3項に該当する土地であり計画変更の必要が生じたため。

番号	開発計画概要						除外の理由 法第13条第2項各号の該当要件	変更理由	
	土地の所在			地目		面積 (㎡)			事業の目的
	区	町名	地番	台帳	現況				
編1	北区	栗井	・2031-1	田	田	1059	農用地への編入	中山間地域等直接支払交付金制度へ参加するため、対象の土地について農用地への編入を申し出るもの。	
編2	北区	栗井	・2043 ・2045-1	田	田	1074 2482 計 3,556	農用地への編入	中山間地域等直接支払交付金制度へ参加するため、対象の土地について農用地への編入を申し出るもの。	
編3	北区	栗井	・2269-1	田	田	1552	農用地への編入	中山間地域等直接支払交付金制度へ参加するため、対象の土地について農用地への編入を申し出るもの。	
編4	北区	栗井	・1980 ・1984	田	田	1328 1236 計 2,564	農用地への編入	中山間地域等直接支払交付金制度へ参加するため、対象の土地について農用地への編入を申し出るもの。	
編5	北区	栗井	・1198	田	田	363	農用地への編入	中山間地域等直接支払交付金制度へ参加するため、対象の土地について農用地への編入を申し出るもの。	

建部農業振興地域整備計画変更等理由書

1 建部農業振興地域整備計画書の変更理由

2) 都市化の発展によるもの

以上により農業振興地域の整備に関する法律(以下法という)第13条第1項「経済事情の変動その他情勢の推移」により計画変更の必要が生じたため。

なお、除外理由①～⑥は法第13条第2項第1号から第6号に対応している。

番号	開発計画概要						除外の理由 法第13条第2項各号の該当要件	変更理由	
	土地の所在			地目		面積 (㎡)			事業の目的
	区	町名	地番	台帳	現況				
建1	北区	建部町建部上	・467-1	田	雑種地	999	<p>露天駐車場</p> <p>申出人は、北区建部町建部上でケアハウス向けの里を運営している。デイサービスやホームヘルプステーションとしての機能も備えており、施設利用者の家族の要望に応え来客者の駐車場を確保する必要が生じたため、施設の公用車の駐車スペースを来客用に割り当てることになり、公用車15台の駐車場の確保が必要となった。令和4年9月に一時転用の許可申請し、同年10月に露天駐車場43台分の許可が下りている。</p> <p>土地の選定にあたっては、申出地は当社から直線で約100mの距離に位置しており経済的なロスが少なく維持管理上の便益が見込め、隣接地の建部上466番1の土地も当法人駐車場として利用していることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。</p> <p>(一時転用期間: 令和4年10月18日～令和7年10月17日)</p>	<p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。</p> <p>②支障を及ぼすおそれなし</p> <p>③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない</p> <p>④支障を及ぼすおそれなし</p> <p>⑤影響なし</p> <p>⑥該当事業なし</p>	2

瀬戸農業振興地域整備計画変更等理由書

1 瀬戸農業振興地域整備計画書の変更理由

1) 生活環境の変化によるもの

以上により農業振興地域の整備に関する法律(以下法という)第13条第1項「経済事情の変動その他情勢の推移」により計画変更の必要が生じたため。

なお、除外理由①～⑥は法第13条第2項第1号から第6号に対応している。

瀬戸農業振興地域整備計画(農用地利用計画)変更申し出一覧表

番号	開発計画概要						除外の理由 法第13条第2項各号の該当要件	変更理由		
	土地の所在			地目		面積 (㎡)			事業の目的	
	区	町名	地番	台帳	現況					
瀬1	東区	瀬戸町塩納	・763-1 ・767-1の一部	畑田	畑田	51 計 400	557㎡の内349	分家住宅 (自己専用住宅)	<p>申出人は現在東区瀬戸町塩納の実家に母と2人で居住している。現住居は昭和30年に建築されており、高齢の母には大変生活しにくい環境であること、リフォームでは解決できないことから本計画を行った。土地の選定にあたっては、現住居、母所有の農地に近いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。現住居は売却予定。</p> <p>①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし</p>	1

灘崎農業振興地域整備計画変更等理由書

1 灘崎農業振興地域整備計画書の変更理由

1) 生活環境の変化によるもの

以上により農業振興地域の整備に関する法律(以下法という)第13条第1項「経済事情の変動その他情勢の推移」により計画変更の必要が生じたため。

なお、除外理由①～⑥は法第13条第2項第1号から第6号に対応している。

番号	開発計画概要						除外の理由 法第13条第2項各号の該当要件	変更理由		
	土地の所在			地目		面積 (㎡)			事業の目的	
	区	町名	地番	台帳	現況					
灘1	南区	西七区	・671-2の一部 ・(671-4の一部)	田 (田)	宅地 (宅地)	161㎡の内 121.11 (89㎡の内 26.27) 計 121.11 (147.38)	敷地拡張(是正)	相続に伴い境界確定を行った結果、従前より宅地として利用していた土地が農用地区域内に有ることが判明したため、是正の申出を行うもの。規模については現況宅地の部分であり妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし	1
灘2	南区	西七区	・671-2の一部 ・(671-4の一部)	田 (田)	宅地 (宅地)	161㎡の内40.83 (89㎡の内 63.03) 計 40.83 (103.86)	敷地拡張(是正)	相続に伴い境界確定を行った結果、従前より宅地として利用していた土地が農用地区域内に有ることが判明したため、是正の申出を行うもの。規模については現況宅地の部分であり妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし	1
灘3	南区	西高崎	・90-36 ・90-37	田 田	宅地 宅地	24 33 計 57	農家住宅の敷地拡張(是正)	この度、申出地において、平成6年に農家住宅として造成建築を行ったが、計画と形状が異なる造成工事が行われていることが判明した。現状の利用と公園を合わせるため本申出を行うもの。規模については現況宅地の部分であり妥当な面積としている。H6年より宅地として利用しており周辺農地への影響はない。	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②支障を及ぼすおそれなし ③農用地区域の周辺部であるため農業上の土地利用に及ぼす影響はない ④支障を及ぼすおそれなし ⑤影響なし ⑥該当事業なし	1